



養子縁組とは法律上親子関係を生じさせるものです。つまり、お互いに相続権が生じることとなります。今回は相続人と相続分についてのお話をしました。

今回は養子に関して相続税法上の相続分等の取り扱いについて確認します。民法上は養子が何人いても、実子・養子間において有する権利に差異はありません。しかし、**相続税法**においては養子に関して一定の制限があります。相続税の計算において相続人の人数が関係する項目は①基礎控除、②相続税の総額の計算、③生命保険金の非課税限度額、④退職金の非課税限度額があります。これらに関しては、**相続人の人数**が関係します。①の基礎控除の額は3,000万円+600万円×法定相続人の数、③、④に関しては500万円×法定相続人の数という算式で計算します。もし、この法定相続人の数に制限がなければ、養子縁組により相続人の数を10人でも100人でも増やしてしまえば、事実上相続税が課税されない状態を意図的に作り出すことも可能になってしまいます。そこで、そのような課税逃れを防止するために、**相続税法**では「**相続人の数≠法定相続人の数**」として、**制限を設けています**。法定相続人の数に算入できる養子の数として、具体的には、

(1) 被相続人に**実子がいる場合**…法定相続人に算入できる養子の数は**1人**

(2) 被相続人に**実子がない場合**…法定相続人に算入できる養子の数は**2人**まで

とされています。これにより、**相続税を減らすためだけに養子縁組を沢山行うことを防いでいる**のです。なお、②相続税の総額の計算については話が複雑になるため、ここでは割愛しますが、法定相続人の数に算入できる養子の人数は上記と同じです。

ただし、法定相続人の数に算入できる養子の制限は、前述のように相続税を不当に軽減することを制限する目的で設けられているため、**養子縁組をすることについて、相当の理由がある場合には、一定の養子は制限の対象としない**、つまり実子と同等に扱うというケースが定められています。具体的に養子であっても実子とみなされる場合（実子と同様の扱い、制限なし）は以下のような事情があるときです。

- ① **特別養子縁組**による養子
- ② 被相続人の**配偶者の実子**で被相続人の養子となった者
- ③ 被相続人との**婚姻前に被相続人の配偶者の特別養子縁組による養子**となった者でその被相続人の養子となった者
- ④ 被相続人の**実子若しくは養子又は直系卑属が既に死亡している**、又は相続権を失った**ため相続人となったその者の直系卑属**（子供や孫）

①～③の場合、そもそも相続税の負担軽減のためというよりは、円滑な家族関係や事業の継承を行うため等の目的のほうが強いと考えられているからだと思います。④に関しては法律が通常想定している相続の順序と異なることに配慮しているからと考えられます。ただし、孫を養子にした場合には一定の節税効果がある一方、相続税の負担を2割加算される制度があるので注意が必要です。

孫を全員養子にすれば相続税がかからなくなるのか!?



養子を沢山縁組しても税金の計算には制限があるのよ

